

1964年3月17日(第2日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時30分~午後時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪	2番	比嘉定	3番	天久盛	雄	
4番	安次富盛	5番	石川嘉	6番	仲村久	果	
7番	稲嶺正	9番	安里	10番	又吉	弘	
11番	石川繁	12番	大川	13番	伊佐	得	
15番	宮城盛	17番	伊佐貞	18番	中里幸	助	
19番	武島行男	20番	仲村盛	21番	古波蔵	清次郎	

3. 不応招議員は次のとおりである。

8番 石田英正 14番 仲村喜永 16番 宮里敏行

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村春勝	助役	呉屋真徳	収入役	沢し安一
総務課長	松川正義	住民課長	仲村春信	民生課長	当山全喜
財政課長	奥里捷俊	水道課長	国吉真義	建設課長	島袋昌兼
消防田長	大城仁幸	経済課長	伊佐友誠		

7. 議会事務局の出席者

事務局長 宮城光雄 書記 照屋毅 島袋真由 知念善光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 陳情 第9. 陳情書
" 2. 諮問 第1. 健康都市宣言について
" 3. 決議案 第3. 政府立商業高校設置方要請決議について。

9. 会議の~~終~~末

議長~出席12名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立いたしますので、只今より第2日目の会議を開きます。(午前10時30分)

1964年3月17日(第2日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時30分~午後 時 分)

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真六	6番	仲村春果
7番	稲嶺正康	9番	安里安明	10番	又吉正弘
11番	石川繁	12番	大川昇	13番	伊佐真得
15番	宮城盛昌	17番	伊佐貞寿	18番	中里幸助
19番	武島行男	20番	仲村盛光	21番	古波蔵清次郎

3. 不応招議員は次のとおりである。

8番 石田英正 14番 仲村喜永 16番 宮里敏行

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村泰勝	助役	呉屋真徳	収入役	沢し安一
総務課長	松川正義	住民課長	仲村泰信	民生課長	当山全喜
財政課長	奥里捷俊	水道課長	国吉真義	建設課長	島袋昌兼
消防田長	大城仁幸	経済課長	伊佐友誠		

7. 議会事務局の出席者

事務局長 宮城光雄 書記 照屋毅 島袋真由 知念善光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 陳情第9. 陳情書
" 2. 諮問第1. 健康都市宣言について
" 3. 決議案第3. 政府立商業高校設置方要請決議について。

9. 会議の復未

議長~出席12名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立いたしますので、只今より第2日目の会議を開きます。
(午前10時30分)

議 長～4番、18番議員の出席を報告いたします。

議 長～陳情第9号、陳情書を議題といたします。本陳情については経工委員会に付託してありましたが、委員会より審査報告書がまいておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～委員長の報告を求めます。

経工委員長～委員会の経過を報告いたします。報告の内容そのものは別にありません。皆様方にお配りした通りであります。又未びの方に書いてあります。一応処理として去つた10月の定例会における議事録を添付してございますので、皆様方の御質疑にお答えいたしますこといたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午前10時41分)

議 長～再開致します。(午前11時37分)

議 長～12番議員の出席を報告いたします。

18番～一応切れておりますね。その下の4行目の本市において商港、漁港又はその他の港湾計画がないのかかわらず、目下具体化しつつあると断定したということについてであります。当議会が答申した内容ですね。埋立事業が港湾計画と呼応して目下具体化しつつあるということで、あくまでも埋立事業という問題を主体にして考慮したものであり、港湾計画はその縦になつていゝもので拒否の理由は云々がありますね。これは下の方の港湾計画問題があるからというのとはむじゆんしませんか。

委員長～陳情者はですね。あくまでも港湾問題というのが主体であつてですね。結局埋立というのはその縦であるのかの様なですね。印象を受けるのであります。ですから本市の場合はその埋立とというのが主体であつてですね。そして港湾計画というのはその縦だと、こういう意味でございます。これは陳情から受ける所の我々の感じをですね。そう受けましたのでこう説明した訳でございます。

18番～先の答申内容の解明だということになると思うんですが、上にあります様なやはり議会として議会の立場から若し仮に或る程度の漏れががあれば指導的に加入させのか議会人の立場からだとあるんですがこれからしますと当初の市の計画としては成立つたが議会として、擁護の場合においてこういうことが予想されるから、こうしなさいと云うことじつて見た様な印象を受けるんだがそれはどうですか。

議 長～4番、18番議員の出席を報告いたします。

議 長～陳情第1号、陳情書を議題といたします。本陳情については経工委員会に付託してありましたが、委員会より審査報告書がまいておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～委員長の報告を求めます。

経工委員長～委員会の経過を報告いたします。報告の内容そのものは別にあります。皆様方にお配りした通りであります。又未びの方に書いてあります。一応処理として去つた10月の定例会における議事録を添付してございますので、皆様方の御質疑にお答えいたしますことにいたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午前10時41分)

議 長～再開致します。(午前11時37分)

議 長～12番議員の陳情を報告いたします。

18番～一応切れておりますね。その下の4行目の本市において商港、漁港又はその他の港湾計画がないのかかわらず、目下具体化しつつあると断定したということについてであります。当議会が答申した内容ですね。埋立事業が港湾計画と呼応して目下具体化しつつあるということで、あくまでも埋立事業という問題を主体にして考慮したものであり、港湾計画はその縦になつていゝもので拒否の理由は云々がありますね。これは下の方の港湾計画問題があるからというのとはむじゆんしませんか。

委員長～陳情者はですね。あくまでも港湾問題というのが主体であつてですね。結局埋立というのはその縦であるのかの様なですね。印象を受けるのであります。ですから本市の場合はその埋立てというのが主体であつてですね。そして港湾計画というのはその縦だと、こういう意味でございます。これは陳情から受ける所の我々の感じをですね。そう受けましたのでこう説明した訳でございます。

18番～先の答申内容の解明だということになると思ふんですが、上にあります様なやはり議会として議会の立場から若し仮に或る程度の漏れがあれば指導的に加入させのか議会人の立場からだとあるんですがこれからしますと当初の市の計画としては成立つんだが議会として、横断的においてこういうことが予想されるから、こうしなさいと云うことにつけ見た様な印象を受けるんだがそれはどうですか。

委員長～これは本人の批判してそう感じられるという意味でしょうけれども決して議会在がです。当局に対してこうなさいという根拠もありません。また事実もございません。これは去つた議会の場合にいわゆる委員会の報告をいたしました場合にです。いわゆる議会の態度として問題と云うことはこの議事録にちゃんと出ています。通りであります。何も我々が当局に対してそういう圧力をかけたとかです。そういう事実もございません。ただ議員いわゆる議人としての立場をうたつただけの問題です。

18番～直接その内容があるかないかは別として、真中程下から15行の真中程に（埋立事業問題と直結して話合われたのはハワイの崎間議員が訪沖された頃からであります。もつとも具体的な話題は63年の8月云々がありますね。その場合に埋立問題と直結して話合われたのはハワイの崎間議員が訪沖されたというふうなことでありますが、その時点と上にあります所の（議会として判断したんだと）というふうな時点、もう1つは当局が議会に諮問する以前に都計審議委員会に諮問された時点の日時の誤差はどうなりますか。

委員長～日時の誤差については明らからでございますけれども、いわゆる埋立事業そのものと関連して将来そういった様な港湾施設もやつた方がよいんじゃないかと、いわゆるこれは話の話題です。あくまでも埋立てと直結された所の港湾施設という問題が話合われたのは崎間さんが来られた頃からであり、実際問題として当初のマスタープランを議会に出した場合に当初の埋立計画というのが非常に微々たるものであつた訳でありますけれども、どうしてそんな大きなリーフがあるんだからもつと拡大すればいいんじゃないかと、将来必要があれば港湾という所まで行つてもいいんじゃないかという話合はいわゆる議会の以前において前の建設課長と一応話合はした訳でございます。この崎間さんが来られたこととこの問題が出た時の時点はたしか崎間さんが先だつたと私は記しておりますけれども、その後都計審議委員会が出した問題、結論と議会が出した何とは全然そこには相反したという結果が出てございますけれども、その中野技官が来られたのが9月であるという事実をしよう点をしぼつて考へて見て下さいませ。

18番～今度の付託の内容は先程の理由の再検討として付託になつておつたかと思ひますが。

委員長～何か。

18番～回答文の作成ということになつておりましたね。

委員長～そうです。

委員長～これは本人の批判してそう感じられるという意味でしょうけれども決して議会在はずね。当局に対してこうなさいという根拠もはずね。また事実もございませぬ。これは去つた議会の場合にいわゆる委員会の報告をいたしました場合にはずね。いわゆる議会議人としての問題と云ふことはこの議事録にちゃんと出ている通りであります。何も我々が当局に対してそういう圧力をかけたとかはずね。そういう事実もございませぬ。ただ議員いわゆる議会議人としての立場をうたつただけの問題です。

18番～直接その内容があるかないかは別として、真中程下から15行の真中程に（埋立事業問題と直結して話われたのはハワイの崎間議員が訪沖された頃からであります。もつとも具体的な話題は63年の8月云々がありますね。その場合に埋立問題と直結して話われたのはハワイの崎間議員が訪沖されたというふうなことでありますが、その時点と上にあります所の（議会として判断したんだと）というふうな時点、もう1つは当局が議会に諮問する以前に都計審議委員会に諮問された時点の日時の誤差はどうなりますか。

委員長～日時の誤差については審らからでございませぬけれども、いわゆる埋立事業そのものと相関連して将来そういつた様な港湾施設もやつた方がよいんじゃないかと、いわゆるこれは話の話題はずね。あくまでも埋立てと直結された所の港湾施設という問題が話われたのは崎間さんが来られた頃からであり、実際問題として当初のマスタープランを議会に出した場合に当初の埋立計画というのが非常に徴々たるものであつた訳でありますけれども、どうしてそんな大きなリーフがあるんだからもつと拡大すればいいんじゃないかと、^{将来}将来必要があれば港湾という所まで行つてもいいんじゃないかという話合はいわゆる議合の以前において前の建設課長と一応話合はした訳でございませぬ。

この崎間さんが来られたこととこの問題が出た時の時点はたしか崎間さんが先だつたと私は記しておりますはずけれども、その後都計審議委員会が出した問題、結論と議会が出した何とは全然そこには相反したという結果が出てございませぬけれども、その中野技官が来られたのが9月であるという事実にしよう点をしぼつて考へて見て下さいませ。

18番～今度の付託の内容は先程の理由の再討論として付託になつておつたかと思ひますが。

委員長～何か。

18番～回答文の作成ということになつておりましたね。

委員長～そうです。

18番～それぢや、その段階においてですね、過程において当時その問題も話題に上つたと思うんですが、あの周辺がこの理由にもありました様に基本構想が出来ないからその構想が出来たとえ個人であろうとが団体であろうが当面の理立てをするんだとさせるといふことでは現段階では構想ができてないからさせないんだということでは理の理由に大きな理由になつたかと思つてなんですが、浦添方面があの反対側ですね、埋土の計画をして議会に諮問が出たら議会としては（いいんだ）という答申をしたんだというふうなことも情報として聞いた記おくがあるのでこれと関連した話合いはなかつたかどうかですね。

委員長～只今おつしやるのは浦添の件ですか。
前に報告書にも盛られているように我々委員会としては直接浦添村に行つてその将来の基本構想かれこれも直接向こうの村長さんには話し合い、そういった事実があつた場合はユツソウいつた利害関係はお互い調整してくれという要望はやつてまいづつた訳であります。今度のはつきりした事実はつかんでおりませんが一応宜野湾市からの境界から200米離して云々と云うことは向こうも話題に出されたということは委員会が要請されたことは一応向こうから、こうするがこれで良いか云う話合いは受けてはおりませんが、その点充分に考慮されての結果だと思つてむしろ委員会としてはよかつたところ思つております。

18番～理立るとしても宜野湾の境界から200米ですか、線を離れてさせるんだということですね。

委員長～そうらしいです。はつきりした確証はにぎつておりません。

18番～するとやはり共通理念ということになると、例えばはつきりした、区画は不明なんです。向こうの場合ここぞいう所の港湾計画、要するに入江になつておりません。そうなるとその基本的な問題として、若しここが港湾計画をすうというふうになると反対側が理立の計画に基いて許可したと云うふうになれば逆にこれは（それはまかりならぬ）相手の方は理立を計画することになると、結局これが実現の運びとなる向こうは埋土されて有利の立場になるし、ここはこの通り守つたがために不利の立場にならんとも限りませんが、この辺の御検討はなされましたか。

委員長～はい充分やつた積りでございます。ですからあくまでも基本構想ができて今後この報告書にもあります様に、いろいろ問題はあると多々あるということは充分に我々も承知してございます。これを今後当局と執行当局もさることながら議会としても1日も早くそれが具現すべく努力すべきであると思つております。

18番～それぢや、その段階においてですね、過程において当時その問題も話題に上つたと思うんですが、あの周辺がこの理由にもありました様に基本構想が出来ないからその構想が引き次来たとえ個人であろうとが団体であろうが当面の埋立てをするんだつたらさせるんだと現段階では構想ができてないからさせていないんだということで処理の理由に大きな理由になつたかと思うんですが、浦添方面があの反対側ですね、埋土の計画をして議会に諮問が出たら議会としては（いいんだ）という答申をしたんだというふうなことも情報として聞いた記おくがあるのでこれと関連した話合いはなかつたかどうかですね。

委員長～只今おつしやるのは浦添の件ですか。

前に報告書にも盛られているように我々委員会としては直接浦添村^{に行}に行つてその将来の基本構想かれこれも直接向こうの村長さんに話合い、そういった事実があつた場合は1ツそういった利害関係はお互い調整してくれという要望はやつてまい^づつた訳であります。今度のはつきりした事実はつかんでおりませんが一応宜野湾市からの境界から200米離して云々と^も云うことは向こうも話題に出されたということは委員会が要請されたことは一応向こうから、こうするがこれで良いかと云う話^合合いは受けてはおりませんが、その点充分に考慮されての結果だと思つてむしろ委員会としてはよかつたところ思つております。

18番～埋立るとしても宜野湾の境界から200米ですか、線を離れてさせるんだということですね。

委員長～そうらしいです。はつきりした確証はにぎつておりません。

18番～するとやはり共通理念ということになると、例えばはつきりした、区画は不明なんですわ。

向こうの場合ここでいう所の港湾計画、要するに入江になつております。そうなるとその基本的な問題として、若しここが港湾計画をするというふうになると反対側が埋立の計画に基いて許可したと云うふうになれば逆にここは（それはまかりならない）相手の方は埋立を計画するということになると、結局これが実現の運びとなると向こうは埋土されて有利の立場になるし、ここはこの通り守つたがために不利の立場にならんとも限りませんが、この辺の御検討はなされましたか。

委員長～はい充分やつた積りでございます。ですからあくまでも基本構想ができ今後この報告書にもあります様に、いろいろ問題はあると多々あるということは十分に我々も承知してございます。これを今後当局と執行当局もさることながら議会としても1日も早くそれが具現すべく努力すべきであるところ思つております。

18番～それと関連致しまして、配電会社の東提あの辺から入江になつておりますが、若しどの辺まで埋土するんだというお話も聞いてはおりませんが、反対側が埋土をされたために港湾の計画をしたんだがそれがオチヤンになるということはないかどうか。若し港湾計画をこつちがするということであれば、どの辺からどこまでをこつちがするんだというふうな時点において、それが優先的に可能であるかです。それが反対側が埋土されたためにこちらの港湾計画がオチヤンになる様なおそれはないかどうか。

委員長～現状をそのまま放置しておくのと云うと或はそう云う憂いが出ないと限らんとお思つております。ですからあくまでも現状の進めつある問題は、1日も早く具体化し、それだけの何は政府とのつながりもつけて置く必要があるだろうと云うことは話し合つております。

18番～議会の答申に従う未来の港湾が、それに基いて当局が政府にその通り答申されるかどうか。

委員長～それは聞いておりません。具体化ということが、そこに一応構想、計画、設計、そう云つた段階があると思つて、だから具体化ということはあくまでも設計、施工といった様な事実の伴つたのが具体化であるのかです。それから物事の順序として構想の段階からです。いわゆる計画というふうな順序に、それより先はやはり具体化というかという問題でございませぬけれども、これは委員会でもこれはどういう意味かと、委員会の見解としてはここに述べた通りでございませぬ。果たして計画という見解です。それから施工と、そういういわゆる現実の仕事をしているんだとの事実が伴つて具体化なのか、それはいろいろ個人によつて見解は各々異つて来ると思つては、ここに述べた通りの考え方に基いてやつて来ております。

議長～他にありませんか、なければ質疑を打ち切りたいと思つております。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませぬので本案に対する質疑を打ち切ることにいたします。

議長～では本案に対する討論を求めます。

議長～暫休憩致します。(午前11時39分)

議長～再開致します。(午前11時40分)

18番～それと関連致しまして、配電会社の提議の辺から入江になつておりますが、若しどの辺まで掘土するんだというお話も聞いてはおりませんが、反対側が掘土をされたために港灣の計画をしたんだがそれがオチヤンになるということはないかどうか。若し港灣計画をこつちがするということであれば、どの辺からどこまでをこういふふうにするんだというふうな時点において、それが優先的に可能であるかですね。それが反対側が掘土されたためにこちらの港灣計画がオチヤンになる様なおそれはないかどうか。

委員長～現状をそのまま放置しておくのと云うと或はそう云うまいが出ないとも限らんとこう思つております。ですからあくまでも現状の進めつある問題はですね、1日も早く具体化し、それだけの何は政府とのつながりもつけて置く必要があるだろうと云うことは話し合つております。

18番～議会の答申に従う未来の港灣が、それに基いて当局が政府にその通り答申されるかどうか。

委員長～それは聞いておりません。
具体化ということが、そこに一応構想、計画、設計そう云つた段階があると思うんです、だから具体化ということはあくまでも設計施工といった様な事実の伴つたのが具体化であるのかですね。それから物事の順序として構想の段階からですね。いわゆる計画というふうにそういった事実もやはり具体化というかという問題でございますけれども、これは委員会でもこれはどういう意味かと、委員会の見解としてはここに述べた通りでございます。果たして計画いわゆる計画ですね、それから施工と、そういういわゆる現実の仕事をしているんだとの事実が伴つて具体化なのか、それはいろいろ個人によつて見解は各々異つて来ると思うんですけれども委員会としてはここに述べた通りの考え方に基いてやつて来ております。

議長～他にありませんか、なければ質疑を打ち切りたいと思ひますが、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので本案に対する質疑を打ち切ることにいたします。

議長～では本案に対する討論を求めます。

議長～暫休憩致します。(午前11時39分)

議長～再開致します。(午前11時40分)

議 長～討論がなければ省略したいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する討論を省略いたします。

議 長～では本案に~~対す~~を表決に付します。

議 長～委員会案通り回答することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め委員会案通り回答することに決定いたします。

議 長～暫休憩致します。(午前11時42分)

議 長～再開致します。(午前11時50分)

議 長～日程第16、諮問第1号、健康都市宣言についてを議題といたします。事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～前に宜野湾市を交通安全都市として宣言してもらいたいという議会からの要望がありまして、それについていろいろ検討いたしましたら只単に交通安全だけでなしに宜野湾市においてはもつとこれを広く市民に宣言してそして明るい住みよい宜野湾市を建設した方が良まいという考えから、その宣言をなすべく一応案を作った訳であります。これについては幸に今度の議会で皆様に諮問してこれをまとめて6月の議会に実施できる様な予算を組み7月には市昇格の2周年の行事と共にこれを市民に宣言したいところ考えて諮問してあります。よろしくお願いいたします。

議 長～本諮問案は経工委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本諮問案は経工委員会に付託することいたします。尚審査の方法といたしましては、休会中も審査して来る24日までに御報告願います。

議 長～暫休憩致します。(午前11時54分)

議 長～討論がなければ省略したいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案に対する討論を省略いたします。

議 長～では本案に對ずを表決に付します。

議 長～委員会案通り回答することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め委員会案通り回答することに決定いたします。

議 長～暫休憩致します。(午前11時42分)

議 長～再開致します。(午前11時50分)

議 長～日程第16、諮問第1号、健康都市宣言についてを議題といたします。事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～前に宜野湾市を交通安全都市として宣言してもらいたいという議会からの要望がありまして、それについていろいろ検討いたしましたら只単に交通安全だけでなしに宜野湾市においてはもつとこれを広く市民に宣言してそして明るい住みよい宜野湾市を建設した方がよいという考えから、その宣言をなすべく一応案を作つた訳であります。これについては幸に今度の議会で皆様に諮問してこれをまとめて6月の議会に実施できる様な予算を組み7月には市昇格の2周年の行事を共にこれを市民に宣言したいところ考えて諮問してあります。よろしく願ひいたします。

議 長～本諮問案は経工委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本諮問案は経工委員会に付託することにいたします。尚審査の方法といたしましては、休会中も審査して来る24日までに御報告願ひます。

議 長～暫休憩致します。(午前11時54分)

議長～再開致します。(午後2時16分)

議長～監査委員の池原さんがお見えになつておりますので、いろいろ監査についてのお話をお聞きしたいと思います。

池原～去る19日と20日に決算審査を仲村喜永さんと2人で行いました。それで仲村さんから御報告申上げるところでございますが病氣療養中でございますので代つて私から監査の御報告をしたいところ思つております。ここに報告書をまとめてございますが、これにありまして通じてございまして。結論といたしまして一般般会計、特別会計を通じて決算に全然誤りはありませんでした。そして証憑書類も立派に整理されて会計経理は完ぺきでございます。だがもう少し苦ふうを加えて行きたい点もございますのでそれもこれにまとめてございまして。これを御読みになれば御わかりだろうと思ひますが、これを讀みますか。(結構です)

報告の結

5 番～報告の結論に会計はほぼ完ぺきであるとなつて引続き尚一層に市の行財政の運営を完ぺきにしたいというふうにかかれております。監査委員におかれまして尚一層苦ふうを加える必要があると云うふうにお感じになつた点を具体的に示してもらいたいことを御願ひいたします。

池原～承知しました。これは監査をする人のいわゆる検えつをする人のこの報告文と云うのは常道でございます。我々から見た場合一般経理の場合には非常にこれは完ぺきだところ思つております。然しきみは完ぺきだからこれでいいんだと云うふうな報告は書けないのであります。と云うのは(努力をなさいと云うことは監査委員として当然云うべきぢやないかと思つて、こう書いてあります。完全な人に対しては(きみは完全だからこれでいいと努力はしなくても良い)という報告は書けませんので文面はこうなつておりますが、これに対して指摘する点はありませんでした。

5 番～只今の御説明で監査を通して別に改めなくちやいけないと、或は不当だと思われる様な点はなかつたと解しやくしてよろしい訳ですね

池原～その通りでございます。

15 番～私がお聞きしたいのはこのばく大な予算でございますので、この監査に当りまして日夜御ふんとうなさつたことに対しては大変感謝申上げます。この全予算を通じて、これは少し妥当性がなかつたとか或はもう一寸別な所に使つた方が良いんぢやなかつたかと、そう云つたふう感じられる点はなかつたかどうか。

池原～予算執行上の問題でございますね。これはですね監査になりますが行政一般を全部監査することになりますと、あなたが今おつさつた様な事までやるということになりますと、これはとつても2日や3日ちや出来ないのであります。我々が今度監査に対して主眼を置いたのはいわゆる帳簿上經理の不備はなかつたかという書類面だけの監査でございます。これはあなたがおつしやる様に行政全般いわゆる事業の執行面までをやれと言われた場合には出張もしてちやんとやらなくちやいけませんので時間の関係上そこまで手が届きませんでした。

15番～監査に要した時間は大体どの位ですか。

池原～まる2日でございます。これは12月19日と20日は書類上の審査をやっております。12月から月例検査も出納でございますが、やっております。12月19日と20日わたつ月例検査をやつて、12月分の月例検査をやっております。それから2月26日には1月分の月例検査をやつていますが、これはまだ報告書がまとまっておりますので、御報告の段階まではきておりませんが、これからは毎月この出納検査をやる計画を立てております。

議長～63年度の決算審査報告を終ります。

議長～暫休憩致します。(午後2時24分)

議長～再開致します。(午後2時35分)

議長～政府立商業高校設置方要請についての要請決議案を議題日程追加したいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませぬので日程追加することに致します。日程21.に決議案第3号、政府立商業高校設置要請決議についてを追加願います。

議長～日程21.決議案第3号、商業高校設置要請決議についてを議題いたします。事務局長をして朗読せしめます。

議長～趣旨説明を求めます。

1番～私から簡単に趣旨の説明を申し上げたいと思います。政府立の商業高校移管の誘致につきましては、1つの政府の1部門になつておりま

池原～予算執行上の問題でございませぬ。これはですな監査になりますが行政一般を全部監査することになりますと、あなたが今おつさつた様な事までやるということになりますと、これはとつても2日や3日ぢや出来ないのであります。我々が今度監査に対して主眼を置いたのはいわゆる帳簿上経理の不備はなかつたかという書類面だけの監査でございまして、これはあなたがおつしやる様に行政全般いわゆる事業の執行面までをやれと言われた場合には出張もしてちやんとやらなくちやいけませんので時間の関係上そこまで手が届きませんでした。

15番～監査に要した時間は大体どの位ですか。

池原～まる2日でございませぬ。これは12月19日と20日は書類上の審査をやっております。12月から月例検査も出納でございませぬが、やっております。12月19日と20日わたつ月例検査をやつて、12月分の月例検査をやっております。それから2月26日には1月分の月例検査をやつていませぬが、これはまだ報告書がまとまつておりませぬので、御報告の段階まではきておりませぬが、これからは毎月この出納検査をやる計画を立てております。

議長～63年度の決算審査報告を終ります。

議長～暫休憩致します。(午後2時24分)

議長～再開致します。(午後2時35分)

議長～政府立商業高校設置方要請についての要請決議案を議題日程追加したいと思ひますが御異議ございませぬか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませぬので日程追加することに致します。日程21.に決議案第3号、政府立商業高校設置要請決議についてを追加願ひます。

議長～日程21.決議案第3号、商業高校設置要請決議についてを議題といたします。事務局長をして朗読せしめます。

議長～趣旨説明を求めます。

1番～私から簡単に趣旨の説明を申し上げたいと思ひます。政府立の商業高校移管の誘致につきましては、1つの政府の1部門になつておりま

す。政府におきましては民政府の補助金によつて商業学校の校舍建築費更に4万ドルの備品費を既に計上されて後はその場所を設定するだけが残されているというふうに私は聞いております。然し最近この予算がふとつたから同商業高校の敷地の購入資金の予算が既に出ていているというふうに聞いております。然も設置場所につきましては政府当局も出きれば宜野湾市にもつて行きたいところというふうには要望がありまして、再三宜野湾市の立地条件を調査した例もございませぬ。したがつて当市におきましては是非来年の予算化に高校の設置の予算化を政府にお願いたしました。設置場所を宜野湾市にもつてきていただきますように当局から決議することによつてその促進が一段と図れるんじゃないかという観点からこの要請決議案を提出した訳でございます。よろしく皆様の御検討を御願いたします。

議長～本案に対する質疑を認めます。

議長～暫休憩致します。(午後3時2分)

議長～再開致します。(午後3時19分)

議長～質疑、討論省略の声がございませぬが御異議ございませぬか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する質疑、討論を省略することに致します。

議長～決議案第3号、政府立商業高校設置方要請決議についてを表決に付します。

議長～原案通り要請することに御異議ございませぬか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませぬので決議案第3号、政府立商業高校設置方要請決議については原案通り可決決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後3時22分)

議長～再開致します。(午後3時23分)

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これでもつて本日の会議を終ることに致します。

尚次回は3月27の午前10時より開会致します。

議長～散会(午後3時25分)